

令和6・7年度入札参加資格者 指名停止業者一覧

資産管理課 契約係

決定日	指名停止業者名	指名停止期間等			適用条項	備考(指名停止理由等)
R7.7.18	伊藤建設(株)	期間	始期	令和7年7月18日	第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為)	左記業者は、令和7年7月9日、我孫子市発注の「新木2254地先道路維持工事」において、側溝内に溜まった土砂を撤去及び処分する際、本来であれば、市との協議により決定した搬出先へ搬入すべきところ、受注者が別に請け負った民間工事で発生した建設発生土を搬入していた埋立場に、当該埋立場の管理者の許諾を得ずに不法に投棄した。
	代表者 伊藤 正章		終期	令和7年8月17日		
	千葉県我孫子市栄12番11号	月数	1か月			
R7.7.18	丸和工業(株)	期間	始期	令和7年7月18日	第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為)	左記業者は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落死亡する工事関係者事故を発生させた。このことについて、当該業者及び当該業者の従業員は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
	代表者 矢部 利人		終期	令和7年8月17日		
	埼玉県北本市宮内5丁目351番地	月数	1か月			
R7.5.27	東京海上日動火災保険(株)	期間	始期	令和7年5月27日	第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為)	左記4業者らは、それぞれ、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。
	代表者 城田 宏明		終期	令和7年6月26日		
	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	月数	1か月			
R7.5.27	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	期間	始期	令和7年5月27日	第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為)	
	代表者 新納 啓介		終期	令和7年6月26日		
	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	月数	1か月			
R7.5.27	損害保険ジャパン(株)	期間	始期	令和7年5月27日	第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為)	
	代表者 石川 耕治		終期	令和7年6月26日		
	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	月数	1か月			
R7.5.27	三井住友海上火災保険(株)	期間	始期	令和7年5月27日	第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為)	
	代表者 船曳 真一郎		終期	令和7年6月26日		
	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	月数	1か月			

決定日	指名停止業者名	指名停止期間等			適用条項	備考(指名停止理由等)
R7.5.27	近畿日本ツーリスト(株)	期間	始期	令和7年5月27日	第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為)	左記業者は、令和6年5月30日に実施した旅行において、発着地のいずれも営業区域外の旅客運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法に違反するサービスの提供を受けることをあつせんしたため、令和7年3月24日に観光庁から旅行業法に基づく業務停止命令を受けた。
	代表者 瓜生 修一		終期	令和7年6月26日		
	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	月数	1か月			
R7.5.27	新明和工業(株)	期間	始期	令和7年5月27日	第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項(指名停止の期間の特例)	左記業者は、大手建設業者が「確認申請図(詳細な設計図面の呼称)」に基づく見積り合わせの方法により発注するエレベーター方式バレット型の機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から課徴金納付命令及び排除措置命令を受けた。
	代表者 五十川 龍之		終期	令和7年8月26日		
	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	月数	3か月			
R7.3.26	(株)ビケンテクノ	期間	始期	令和7年3月26日	第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為)	左記業者の元使用人は、出納業務を担当していたマンション管理組合の金融機関口座から令和5年6月から同年10月にかけて修繕積立金を払い戻し、着服したとして、令和7年1月21日、業務上横領容疑で大阪府警察本部に逮捕された。
	代表者 梶山 龍誠		終期	令和7年4月25日		
	大阪府吹田市南金田二丁目12番1号	月数	1か月			
R7.3.17	パナソニック産機システムズ(株)	期間	始期	令和7年3月17日	第2条第1項別表第2第8項(建設業法違反行為)	左記業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和7年1月31日付で、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた。
	代表者 右近 貞治		終期	令和7年4月16日		
	東京都墨田区押上一丁目1番2号	月数	1か月			
R7.3.17	パナソニックEWエンジニアリング(株)	期間	始期	令和7年3月17日	第2条第1項別表第2第8項(建設業法違反行為)	左記業者は、実務経験の充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者等として配置していた。このことにより、国土交通省近畿地方整備局から令和7年1月31日付で、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた。
	代表者 藤井 和夫		終期	令和7年4月16日		
	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号	月数	1か月			
R7.1.31	(株)光風ガーデン	期間	始期	令和7年1月31日	第2条第1項別表第1第7項(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	左記業者は、我孫子市発注の「やすらぎの道(西側)街路樹剪定業務委託」において、令和7年1月9日、作業をしていた者がバックカー車へ枝の積み込みを行っていた際、右手が回転板に挟まれた。その後、脱出を試みたときに操作を誤り右手がさらに奥に挟まり指の一部欠損や骨折を伴う負傷をした。
	代表者 高野 弘子		終期	令和7年2月13日		
	我孫子市岡発戸599番地の2	月数	2週間			
R7.1.31	キングランリニューアル(株)	期間	始期	令和7年1月31日	第2条第1項別表第2第8項(建設業法違反行為)	左記業者は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法(以下「法」という。)施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。このことが、法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から令和6年12月3日付けで法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。
	代表者 堤 大輔		終期	令和7年2月28日		
	東京都千代田区神田小川町一丁目1番地	月数	1か月			

決定日	指名停止業者名	指名停止期間等			適用条項	備考(指名停止理由等)
R7.1.22	大日本ダイヤコンサルタント(株)	期間	始期	令和7年1月22日	第2条第1項別表第1第3項(過失による粗雑工事)	大日本ダイヤコンサルタント株式会社は、千葉県安房土木事務所発注の「令和元年度県単砂防整備委託(天津2・擁壁修正設計)」において、衝撃力の算定に当たり、急傾斜地の高さについて誤った条件値で構造計算をしていたことから、当該設計に基づいて施工された工事における待受け擁壁が強度不足となった。
	代表者 原田 政彦		終期	令和7年2月21日		
	東京都千代田区神田練堀町300番地	月数	1か月			
R6.12.12	三井住友海上火災保険(株)	期間	始期	令和6年12月12日	第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)	左記4事業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
	代表者 船曳 真一郎		終期	令和7年6月11日		
	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	月数	6か月			
R6.12.12	損害保険ジャパン	期間	始期	令和6年12月12日	第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)	
	代表者 石川 耕治		終期	令和7年6月11日		
	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	月数	6か月			
R6.12.12	あいおいニッセイ同和損害保険	期間	始期	令和6年12月12日	第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)	
	代表者 新納 啓介		終期	令和7年6月11日		
	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	月数	6か月			
R6.12.12	東京海上日動火災保険	期間	始期	令和6年12月12日	第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)	
	代表者 城田 宏明		終期	令和7年6月11日		
	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	月数	6か月			
R6.11.26	アイリスチトセ(株)	期間	始期	令和6年11月26日	第2条第1項別表第2第8項(建設業法違反行為)	アイリスチトセ株式会社は、少なくとも北海道札幌市内ほか5件の工事において、監理技術者を配置していなかったこと等により、令和6年7月26日に宮城県から建設業法に基づく指示処分及び営業停止命令を受けた。
	代表者 大山 紘平		終期	令和6年12月25日		
	宮城県仙台市青葉区北目町1番13号	月数	1か月			
R6.10.8	日本トータルテレマーケティング(株)	期間	始期	令和6年10月8日	第2条第1項別表第2第10項(不正又は不誠実な行為)	左記業者の元使用人は、京都府京都市が発注した新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務において、令和4年9月分の人件費を過大請求し、約2,700万円をだまし取ったとして、令和6年6月11日、詐欺容疑で京都府警察本部に逮捕された。
	代表者 境 千春		終期	令和6年11月7日		
	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号	月数	1か月			

決定日	指名停止業者名	指名停止期間等		適用条項	備考(指名停止理由等)	
R6.10.2	(株)橋本組	期間	始期	令和6年10月2日	第2条第1項別表第2第8項(建設業法違反行為)	株式会社橋本組が受注した焼津市発注の「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事(債務負担行為)(建築工事)」において、粗雑な工事や虚偽報告の事実が発覚した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和6年9月3日付けで国土交通省中部地方整備局から建設業法第28条第3項に基づく営業停止の命令を受けた。
	代表者 橋本 真典		終期	令和6年11月1日		
	静岡県焼津市本町二丁目2番1号	月数	1か月			
R6.6.6	名鉄観光サービス(株)	期間	始期	令和6年6月6日	第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)	左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。
	代表者 岩切 道郎		終期	令和6年12月5日		
	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	月数	6か月			
R6.6.6	(株)JTB	期間	始期	令和6年6月6日	第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)	左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。
	代表者 山北 栄二郎		終期	令和6年12月5日		
	東京都品川区東品川二丁目3番11号	月数	6か月			
R6.6.6	東武トップツアーズ(株)	期間	始期	令和6年6月6日	第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項(指名停止の期間の特例)	左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。
	代表者 百木田 康二		終期	令和6年9月5日		
	東京都墨田区押上一丁目1番2号	月数	3か月			
R6.6.6	近畿日本ツーリスト(株)	期間	始期	令和6年6月6日	第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項(指名停止の期間の特例)	左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反を認定された。
	代表者 瓜生 修一		終期	令和6年9月5日		
	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	月数	3か月			
R6.6.6	コンパスグループ・ジャパン(株)	期間	始期	令和6年6月6日	第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項(指名停止の期間の特例)	左記業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から違反を認定された。
	代表者 石田 隆嗣		終期	令和6年9月5日		
	東京都中央区築地五丁目5番12号	月数	3か月			
R6.6.6	葉隠勇進(株)	期間	始期	令和6年6月6日	第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項(指名停止の期間の特例)	左記業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。
	代表者 大隈 太嘉志		終期	令和6年9月5日		
	東京都港区芝四丁目13-3PMO田町東10F	月数	3か月			

決定日	指名停止業者名	指名停止期間等		適用条項	備考(指名停止理由等)	
R6.5.24	太陽有限責任監査法人	期間	始期	令和6年6月6日	第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為)及び第4条第8項(指名停止の期間の特例)	左記法人の社員は、株式会社ディー・ディー・エスの開示書類の訂正報告書に記載された財務書類及び監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことにより、令和5年12月26日に金融庁から公認会計士法に基づく業務改善命令等の行政処分を受けた。
	代表者 山田 茂善		終期	令和6年9月5日		
	東京都港区元赤坂一丁目2番7号	月数	3か月			
R6.5.24	(株)デンソー	期間	始期	令和6年6月6日	第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為)	左記業者は、「車両用クレベリン」と称する役務に係る表示について、優良誤認が認められたことにより、令和6年3月13日に消費者庁から景品表示法に基づく措置命令の行政処分を受けた。
	代表者 林 新之助		終期	令和6年7月5日		
	愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地	月数	1か月			